

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

1. 教員の協働・情報共有

教職課程の全学的な組織として、「教職課程運営委員会」を設置している。また、教務委員会のなかに教職課程部会を置き、教職課程の円滑な運営に資するよう配慮している。

こうした組織体制のもと、教職課程担当教員は、学外の様々な学会や研究会に積極的に参加し、最新の知見を得て各々の授業を実施している。また、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の担当教員（特別任用教員、非常勤講師を含む）と積極的に情報を共有し、教科指導を核としながら、実践的な指導力の向上に努めている。

一人一人の自己研鑽のほか、非常勤講師をふくめて教職課程が有機的な連携をとることにより、学生の多面的理解や授業方法の改善につなげている。

2. 学校現場との交流・情報収集

授業のなかで外部の学識者をゲストスピーカーとして招聘する機会を確保し、また近隣学校の公開授業等に学生とともに積極的に参加することで、学校現場の実情に触れ、授業実践や指導上の問題等について理解を深めている。また、学生が学校現場から学び取る知見をふまえ、教職指導に活かしている。

3. 「履修カルテ」の活用

学生・教員の双方が効率的に活用すべく学内ポータル上に「履修カルテ」を設けている。各授業での学びに関する学生の自己評価など、教職課程の履修状況を総合的に把握することで、教育実習の事前事後や教職実践演習などでの指導に活用している。

4. 退職教員・卒業生からの学び

「教育実習事前事後指導」のうち事前指導として1泊2日の合宿を実施している。そのなかで現職教員の本学卒業生を招聘し、教育実習や教員採用試験、および教員としての日々について講義してもらうことで、学生の意識付けを行っている。また、退職教員によって、教員採用試験前に、個人面接指導や模擬授業指導などを集中的に実施するなど、教職志望者に対する就職支援を実施している。

とりわけ、大学院学生が専修免許取得のために履修する授業科目は、各研究科の（教科内容に関する）専門的科目で構成されるものであることから、本学ではいわゆる「教職」や「教科教育法」に関する内容を授業外で補うことができるよう取り組んでいる。